

賃金（最低賃金）に関する政府規則の改正

（政府規則 2023 年 51 号による、政府規則 2021 年第 36 号の改正）

2024 年 1 月

One Asia Lawyers Indonesia Office

日本法弁護士 馬居 光二

NY 州法弁護士 友藤 雄介

インドネシア法弁護士 プリシリア・シトンプル

1. はじめに

2021 年 2 月 2 日、政府は賃金に関する 2021 年政府規則第 36 号（以下、「政府規則 36/2021」）を施行しました。この政府規則 36/2021 は、賃金に関する幅広い側面（構成要素、分類、最低賃金、賃金保護など）をカバーする枠組みとして機能しております。

今回、政府規則 36/2021 の内の最低賃金に関する規制を改正するため、政府は、2023 年 11 月 10 日に「政府規則 36/2021 の改正に関する政府規則 2023 年第 51 号」（以下、「改正政府規則」）を施行しました。

2. 改正内容

(1) 政府規則の適用対象に関する規定

政府規則 36/2021 の第 24 条第 1 項では、最低賃金は労働期間が 1 年未満の労働者に適用されるとの規定がありました。今回の改正政府規則では、これに加えて、労働期間が 1 年未満であっても、その職務に必要な一定の資格を有する労働者は、最低賃金を上回る賃金を与えられることができるという一文が追加されております（第 24 条 1a）。

(2) 最低賃金の計算式

改正政府規則第 25 条第 1 項のとおり、最低賃金は今回の改正後も、州別最低賃金と県・市別最低賃金から構成されています。

また、第 26 条第 1 項は、州および県・市は、毎年最低賃金を調整しなければならないとしています。さらに、この調整には、一定の変数、すなわち経済成長率、インフレ率、一定の指数を取り入れる必要があります（改正政府規則第 26 条第 2 項）、その計算方法は以下の通りです（改正政府規則 26 条 4～8 項）

$$UM_{(t+1)} = UM(t) + UM_{(t+1)} \text{ への調整値}$$

$$UM_{(t+1)} \text{ への調整値} = \{ \text{インフレ率} + (PE \times \alpha) \} \times UM(t)$$

記号	備考
UM(t+1)	翌年の最低賃金
UM(t)	当年の最低賃金
インフレ率	前年 9 月期の消費者物価指数に対する当年 9 月期の消費者物価指数の変化に基づいて算出されたインフレ率
PE	地域経済成長率

α	特定の係数 (0.10~0.30の間)
----------	---------------------

上記特定の係数 α は、州または県／市の経済成長に対する労働力の貢献度に基づいて決定され、当該決定は、州または県／市の賃金委員会が行うことができるとされています（第 26 条 3 項および 6 項-8 項）。

なお、 $UM_{(t+1)}$ に対する調整値がゼロ以下またはゼロに等しい場合、翌年適用される最低賃金は当年のものと同一となります（第 26 条 9 項）。さらに、第 26 条 B では、最低賃金額の計算結果は 1 ルピア単位で切り上げられるとされています。

(3) 最低賃金調整額の代替式

更に、州または県／市の当年度の最低賃金が一定の基準に達した場合は、以下の計算式が適用されると規定しています（第 26 条 A）。

一定の基準（閾値） = (平均世帯消費額) \div (省・県・市の平均勤労世帯員数)

$$> UM_{(t+1)}$$

一定の基準に達した場合の代替式は以下の通りとなります。

$$UM_{(t+1)} \text{ への調整値} = PE \times \alpha \times UM_{(t)}$$

なお、経済成長率 (PE) がマイナスの場合、翌年の最低賃金額は当年の最低賃金額と等しく設定されます（第 26 条 A 項 5 号）。

(4) 最低賃金の決定

翌年に適用される州別最低賃金については、知事は毎年 11 月 21 日までに決定・公表しなければならず（改正政府規則第 27 条第 1 項、第 29 条）、県・市別最低賃金については、その年の 11 月 30 日までに公表しなければならないとされています。

3. 結論

今回の改正政府規則により、政府は最低賃金の計算に新しい計算式を導入しております。この計算式には 0.10 から 0.30 までの特定の係数が含まれており、これにより最低賃金はわずかではあるものの、従来以上に引き上げられる可能性があります。しかし、これに基づいて新しい最低賃金が首都で発表された後も、労働者は最低賃金の一層の引き上げを要求して西ジャワ州やその他の地域でストライキを起こすなどの事象が発生しています。



◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

< 著者 >



馬居 光二

One Asia Lawyers Indonesia Office 代表

日本法弁護士

日本国内の法律事務所において 6 年間、各種企業法務に携わる一方で、一般民事、家事・相続、倒産、刑事それぞれについても国際案件を経験。2018 年に Singapore Management University に留学し、アジアのビジネス及び金融法を学んだ後、2020 年より One Asia に参画。現在は最新の規制・法令の改正を踏まえた企業進出戦略の策定、リーガルフォロー、進出後の契約・労務・法務・各種コンプライアンス・紛争発生時の対応等についてアドバイスを提供している。

koji.umai@oneasia.legal



友藤 雄介

One Asia Lawyers Indonesia Office

NY 州法弁護士

長年、企業にて海外案件、特にインドネシアにおいて豊富な経験を有し、建設契約、売買契約、紛争解決、事業撤退等幅広く手掛ける。日本の大手プラント・エンジニアリング会社での東南アジアのプラント建設契約（EPC 契約）の交渉経験や、大手総合商社での各種契約締結経験を有する。アメリカ・ペンシルバニア大学ロースクール卒。2023 年から One Asia に参画。

yusuke.tomofuji@oneasia.legal



Prisia Sitompul (プリシリア シトンプル)

One Asia Lawyers Indonesia Office

インドネシア法弁護士

インドネシアのエネルギーおよび天然資源の法務部門にてインハウス
カウンセラーとして6年以上従事し、様々なエネルギーおよび天然資源に
関連する法務業務に携わる。英国アバディーン大学大学院修士課程修了
(石油・ガス法)。

One Asia Lawyers 東京オフィスに入所後は、インドネシア法弁護士と
して、インドネシアに展開する日本企業に対し、インドネシア法に関す
るリサーチ、契約書レビューなどの様々なリーガルサポートを提供す
る。また、日本に投資を行うインドネシア企業に対するサポートも行っ
ている。

sitompul.prisia@oneasia.legal